

# 富山市上下水道局告示第190号

## 入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成23年富山市上下水道局告示第242号）による。

令和3年8月30日

富山市上下水道事業管理者 西田 政司

工 事 名	上水道中新川郡立山町利田地区舗装復旧工事	
工 事 場 所	中新川郡立山町利田外地内	
工 事 番 号	改良70	
工事完成期限	令和3年12月3日	
工 事 概 要	舗装復旧工事 $t = 5 \text{ cm}$ $A = 3, 391 \text{ m}^2$	
予 定 価 格	22, 600, 000 円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)	
審 査 基 準 日	入札参加資格の審査は、令和3年9月10日時点の事実をもって行うものとする。	
入 札 参 加 資 格	地 域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業 种	舗装
	総合点数等	入札参加資格決定通知書で通知された舗装工事の総合点数が950点以上1, 260点未満であること。
	施工実績	平成18年4月1日以降に官公庁等発注の舗装工事の元請として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。

配置技術者	1 2級土木施工管理技士（土木）と同等以上の資格を有する者（以下「2級土木施工管理技士（土木）等」という。）を配置できること。 2 契約時において、他の工事の専任技術者でないこと。ただし、平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りでない。
調査基準 価格を下回る価格で契約を締結する場合の配置技術者	2級土木施工管理技士（土木）等を専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（当該工事の業種以外の業種の技術者を含む。）でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。
その他	舗装復旧工事の施工に際して、自社名義又は長期リース（5年以上）しているアスファルトフィニッシャー（2.4～6.0m）、モーターグレーダー（2.8m級以上）を使用し、90日以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をアスファルトフィニッシャー、タイヤローラ、マカダムローラ及びモーターグレーダーを操作するオペレーターとして配置できること。
入札及び契約を担当する課	富山市上下水道局契約出納課
契約条項等の閲覧期間	令和3年8月30日から同年9月10日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)
設計図書に対する質問期間	令和3年8月30日から同年9月6日まで

質問に対する回答期限	令和3年9月8日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時	令和3年9月10日午後5時00分
開札日時及び場所	令和3年9月14日午前9時30分から 富山市上下水道局2階第3会議室
調査基準価格	有(失格基準を適用する。)
工事代金支払条件	前金払 有 部分払 有